　第五号様式（第八条第一項）

（表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第　　　　　号 | | |
|  | 写真 | 身分証明書  所　　属  職　　名  氏　　名  生年月日 |
| 上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第42条第１項及び第74条第１項の規定により立入検査を行うことができる者であることを証明する。  年　　月　　日交付  年　　月　　日限り有効  千葉県知事　　　　　　　　印 | | |

（裏）

|  |
| --- |
| 特定都市河川浸水被害対策法（抜粋）  　（立入検査）  第42条　都道府県知事等は、第30条、第37条第１項、第38条第２項、第39条第１項又は前条第１項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、雨水浸透阻害行為に係る土地（対策工事に係る建築物等を含む。）に立ち入り、当該土地、当該雨水浸透阻害行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査させることができる。  ２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。  ３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  　（立入検査）  第74条　都道府県知事等は、第57条第１項、第62条第１項、第63条第２項、第64条、第66条、第71条第１項又は前条第１項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地若しくは建築物に立ち入り、当該土地若しくは建築物又は当該土地若しくは建築物において行われている特定開発行為若しくは特定建築行為に関する工事の状況を検査させることができる。  ２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。  ３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 |

　 備考　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。